

令和 3 年 9 月 24 日

三浦市長 吉 田 英 男 殿

三浦市上水道事業審議会
会 長 鎌 田 素 之

水道料金の改定に関する事項について（答申）

令和 3 年 7 月 19 日付け浦水発第 071901 号で諮問を受けた標記の件について、別添のとおり答申する。

1 はじめに

三浦市上水道事業審議会は、平成 29 年 10 月 4 日に三浦市上水道事業の経営の在り方について諮問を受け、その答申の中で、水道料金の値上げを選択することは、経営の課題への対応として止むを得ないこととした。ただし、料金改定にあたっては、中長期の視点に立った財政収支を踏まえた水道事業計画を早期に策定すること。また、財政収支、事業計画は定期的に見直し、その際には、水道料金の設定が適切かについても検討することを附帯意見として申し添えた。

この答申を受けて、三浦市水道事業は「安全な水道水を安定していつでもお届けします。」を基本理念とした「三浦市水道ビジョン（経営戦略）」（以下「ビジョン」という。）を令和 3 年 3 月に策定した。

ビジョンは、100 年先を見通しながら、施設のダウンサイジングや更新基準の見直し等を最大限反映したうえで令和 12 年度までに推進すべき内容が示された実行計画であり、答申に沿うものと認められている。

このたびの諮問を受けた水道料金の改定に関する事項については、ビジョンをもとに行った審議の結果、次のとおり答申するものである。

2 答申事項

(1) 水道料金の改定について

ア 水道料金算定期間は、ビジョンに基づき令和 12 年度までとした。

イ 水道料金改定時期については、利用者への周知期間を確保するため、給水条例改正の議決後 6 か月以上を経過した日から新たな料金を適用することが望ましいと判断した。

ウ 水道料金改定率は、ビジョンに基づき、令和 12 年度までに見込まれる収入不足を補う事を目途に約 26%とした。

エ ビジョン及び当審議会においては、経営の安定化を最優先させるため、現行の料金体系を踏襲することは止むを得ないと判断した。

オ 少量使用者が増加するなど、水需要の構造が変化してきていることはビジョンでも示されており、今後、水道料金の検討を要するときには、時代に即したありかたを考慮した料金体系について検討すること。

カ 以上により、ビジョンで示した 26%の改定率を現行の全用途の基本料金及び従量料金に一律に乗じた方法で、料金改定を行うこととされたい。ただし、現在の社会情勢を鑑み、次号にある配慮すべき事項を併せて行うこととされたい。

キ なお、水道料金改定の実施にあつては、十分に利用者への周知徹底を図り、その理解を求めること。

(2) コロナ禍への配慮について

ビジョンには、新型コロナウイルスの影響は考慮されていない。

現在も、まん延防止を目的とした対策等への対応により、使用者の多くが厳しい状況にあることを鑑み、相応の配慮が必要であると考えます。

改定にあたっては、ワクチン接種等による蔓延終息までの期間と、その後の経済状況が復旧するまでの期間として、令和6年3月末までは、官公署用以外の改定率を軽減する事が肝要であり、その改定率を、過去3年間（平成29年5月1日から令和2年4月30日までの間）の全国水道料金改定率の概ねの平均値である約10%に留めると考えます。

以上により、令和6年3月31日までは、10%の改定率を現行の官公署用以外の全ての用途の基本料金及び従量料金に一律に乗じた方法で、料金改定を行うこととされた。